

介護支援専門員意見書について

入所申込み者の評価基準における、本人の状況評価を行う場合の留意事項について以下のとおり定める。

● 1・本人の状況 「認知症による不適応行動」

昼夜逆転、徘徊、暴言、暴行、放尿など認定調査における問題行動に関連する項目が3つ以上ある。

「非常に多い」は、毎日ある場合

「やや多い」は、週に1～2回程度の場合

「少しあり」は、月に1～2回程度の場合

● 3・主たる介護者・家族の状況「④介護者に疾病・障害」

「介護困難」は、介護する者が障害や疾病のため、要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL援助が、ほとんど全て困難である場合

「多少介護」は、介護する者が障害や疾病のため、要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL援助が、2つ程度しかできない場合

「介護可能」は、介護する者が障害や疾病はあるものの、介護可能な状態である場合

● 3・主たる介護者・家族の状況「⑨他の同居介護補助者」

1日当たりの目安は2時間程度とする。

「随時あり」は、週1～3日程度

「常時あり」は、週4日程度以上を目安とする

● 3・主たる介護者・家族の状況「⑩別居血縁者・介護協力者」

「随時あり」は、週1～3日程度

「常時あり」は、週4日程度以上を目安とする

● 3・主たる介護者・家族の状況「⑪近隣等介護協力」

「随時あり」は、週1～3日程度

「常時あり」は、週4日程度以上を目安とする

● 介護支援専門員が関わっていない(居宅サービスを利用していない)場合は、他の適当な者の意見に代えることができる。